

平成 29(2017)年度第 9 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録

日 時： 平成 29(2017)年 12 月 13 日（水）13 時 59 分～15 時 40 分

場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室

構成員数： 11 名（定足数 6 名）

出 席 者： 10 名（定足数充足）

欠 席 者： 1 名

議 長： 片山 克行（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 平成 30(2018)年度法科大学院学年暦について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、法務研究科の平成 30(2018)年度学年暦は、来年度授業を 3 月から開始し、7 月中旬に判定教授会、下旬に成績発表まで行っていく予定になっている、8 月は教授会を開催しない、後期は板橋での授業開講の大学の授業スケジュールに沿つたものになっている旨説明が為された。加えて、土曜日開講の授業が多くなる見込みである為授業担当上の協力が要請された。審議の結果、教授会は平成 30(2018)年度法科大学院学年暦としてこれを承認した。

議案 2. 平成 29(2017)年度後期定期試験の実施等について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、資料に基づき、平成 29(2017)年度後期定期試験の実施に際し、履修者 3 名以下で全員の同意を得ている試験を実施しない科目、時間割、期間、実施における諸注意点、追試、成績評価提出、成績評価・修了判定、終了後のフォローアップ及び異議申し立て期間等について説明・提案がなされた。審議の結果、提案通り承認された。

議案 3. 平成 30(2018)年度兼任依頼について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、資料に基づき、平成 30(2018)年度開講予定の「比較法」（後期）0.5 コマについて、法律学科の教員に兼任を依頼するため法学部に対し手続きをする旨説明がなされた。審議の結果、提案通り承認された。

議案 4. 平成 30(2018)年度学科目編成について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度時間割、教員別担当科目、学生別履修科目（見込）におけるそれぞれの案が示された。前期の信濃町校舎での授業は土日に集中させ、後期の板橋校舎では土曜日のみに行うこと、教員別担当科目について、現時点では責任授業回数を満たす教員は 2 名しかいないが、共同科目担当等により、最終的に全員責任回数を満たすようにしていく旨説明が為された。審議の結果、教授会は平成 30(2018)年度学科目編成（案）について、これを承認した。

議案 5. 大東文化大学特別研究費交付規程の改正（案）について

議長より、大東文化大学特別研究費交付規程の改正（案）について、資料に基づき、主な改正点は対象に助教が含まれることを明記していることである旨の説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

議案 6. 大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学生派遣規則、大東文化大学海外出張者派遣規則の制定（案）および大東文化大学専任教職員海外派遣規則、大東文化大学専任教職員海外派遣規則施行細則の廃止について

議長より、大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学生派遣規則、大東文化大学海外出張者派遣規則の制定（案）および大東文化大学専任教職員海外派遣規則、大東文化大学専任教

育職員海外派遣規則施行細則の廃止について大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学生派遣規則、大東文化大学海外出張者派遣規則の制定（案）および大東文化大学専任教員海外派遣規則、大東文化大学専任教員海外派遣規則施行細則の廃止について、これまで「大東文化大学専任教員海外派遣規則」の中に①海外研究員、②海外留学生、③海外出張者が包摂されていたが、運用上分かりにくいうことから、別個の規程として制定し、元の規則である「大東文化大学専任教員海外派遣規則」及び同施行細則を廃止する旨概要の説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

議案7. 大東文化大学学長室規程の制定（案）について

議長より、大東文化大学学長室規程の制定（案）について、資料に基づき、改正学校教育法の施行に基づき権限が強化された学長が本学の将来構想・計画に係る施策を実施していくために補佐を行う組織として学長室を設置する、これに係る規程の制定である旨の説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

議案8. 平成30(2018)年度法務研究科特任教員雇用の要望について

議長より、11月の教授会において、平成29(2017)年度を以て法務研究科授業科目「民事訴訟法演習」（必修科目：法律基本科目民事系）の担当者が退職することにおける特任教員での補充の要望を行わないことが決議されたが、11月27日（月）に開催された学園執行部との法科大学院の今後の対応に関する連絡会議において、学長より、法科大学院の信濃町キャンパスからの移設により学生に不利益を課すことになるため、法務研究科の教育の質を確保する意味でも教授会として特任教員枠1名増員を求めることが勧められた、このことを受け、本教授会において再度審議をすることになった旨の説明が為された。

出席者A及び出席者Eから、11月の教授会において要望をしないことが決議されたのに奇異なことではないかとの意見が述べられた。

出席者Bより、本法務研究科は既に設置基準上の教員定数12名も満たしていない現状である、設置基準を満たさないことは是非について、所管の事務部署は文科省に正式に確認していない、認証評価にも抵触している、法律基本科目のうちの民事訴訟系科目の研究者教員が欠けることになるが、法科大学院である以上法律基本科目における担当教員は在籍学生数に関わらず最後まで確保していくべきである、加えて、法律基本科目は研究者・実務家による担当教員が必要なのだとということを、今後の理事会の判断は先のこととして、法務研究科として要望していくことが大切ではないかとの意見が開陳された。

出席者Cから、11月教授会での発言は、昨年度の人事計画の教授会承認、大学・大学院評議会承認、理事会承認を覆すことになるが、そのためには、特任教員の強い必要性を示せなければ、とても理事会に要望しても無理であろう、他方、民事訴訟法演習は、地裁に勤務されていた経験があり、現に民事訴訟法関連科目を担当されている出席者Dが対応可能であるので、特任教員増員の必要性がない旨の意見を述べたものであった、更に、平成28(2016)年度での刑法、刑事訴訟法担当の研究者教員退職については、それぞれ実務家教員で補完できているのであり、民事訴訟法のみが実務家教員の出席者Dで対応できないとするのでは、筋が通らない旨の意見が述べられた。

出席者Aから、学長との間で予め議長を特任教員とする話し合いが為されているのではないかとの疑問が呈された。

これに対して議長から、刑法・刑事訴訟法は法学部にも専門家がおり、法学部教員の兼任の可能性に鑑み、認証評価上の問題にはならないと思われる、民事訴訟法についても法学部教員の兼任で補えればよいと考えてきたが、法学部で民事訴訟法担当者の雇用が見送られているので、研究者教員は空席となり、研究実績を有する教員が必要である旨意見が開陳された。加えて、学長から特任教員増員を要望することが勧められた際、その対象として議長自身が想定されているようなことは断じてなか

った旨言明された。

これを受け、出席者 B から、民事系の特任増員は議長（研究科長）を想定したものではなく、同じく今年度で退職される出席者 E が残っていただければ有難い、学部の授業も対応していただければ大学にとって大変有難いとの発言が為された。

これに対し出席者 E から、同じ民事系科目の担当者として、出席者 D が民事訴訟法演習を担当することの支持が表明された。

出席者 C から、自身が研究科長のときには、大学執行部に設置基準上の教員定数 12 名の確保を求めてきたが、昨年度これが認められないことに決定された、今年度や来年度だけでなく、その後も教員が漸減していくのであるから、ここに至り設置基準上の教員数や法律基本科目の担当者を全て確保することを、法務研究科から理事会に対し要望する必要はない旨の意見が述べられた。

ここで、出席者 A から採決が提案されたが、なお、出席者 F から、11 月の教授会では増員の要望をしても無駄であるとの意見に対し誰からも意見が出されずそれが決議されたことになったが、積極的に増員要望をしないことがよいと決めたわけではない、折角学長から要望を出すことが勧められているのなら、これを受け容れてもよいのではないかとの意見が出された。

出席者 C から、11 月の教授会でも反対意見を述べる機会はあった、その場で反対意見が出されないのは（特任増員を要求しないことに）全員賛成と判断して然るべきである旨の意見が述べられた。

出席者 G から、11 月の教授会で機関決定された議案を再度諮るに至ったには（重要性のある理由があると思われるが）、教員数が設置基準に満たないことにより文科省から実際に問題視されるのか出席者 B に対して確認がなされた。

出席者 B から、学園・大学は新学部・新学科設置に際して、この問題を文科省に確認することにより隘路に入ることを避け、特段の確認をしないままできた（よって不明である）旨の回答が為された。

出席者 G から、特任枠 1 名増員を要望することと特定の教員を再雇用することとは別途に捉え、来年度特任教員枠 1 名増員をすることについて教授会の総意を判断するため採決を行うことの提案が為された。採決の実施について、出席者 A からも支持が表明された。

出席者 F から、この問題についてはもう少し時間をかけて検討してはどうかとの意見が出された。

出席者 B から、来年度の大学全体の人事計画に關係することであるので、時間的な猶予はないが、来月（1 月）くらいまでなら（検討することが）可能ではないかとの指摘が為された。

出席者 C から、11 月の教授会で決議されたことであり、これ以上議論をする必要はない、この場で採決するべきであるとの意見が出された。

出席者 D から自らが民事訴訟法演習担当の可能性が示唆されている当事者として、結論を先延ばしにせず、この場で採決をしてもらいたい旨意見が述べられた。

更に、議長、出席者 B から、認証評価上設置定員を満たす必要性が述べられたが、議事の席上で、本法務研究科は昨年度日弁連との認証評価委託契約を正式に解除しており、今後認証評価を受けることはないことが確認された（大学基準協会を除く）。

これらの意見を受け、議長は本件について、投票を行うことを宣した。

来年度特任教員枠 1 名増員の要望をすることについて、投票の結果、賛成 4、反対 4、無効票（白票含む）2 であった。賛成する票数 4 票に対し反対及び賛成を表明しない票数 6 票であり、法務研究科学則第 9 条の決議要件である、出席した教授会構成員（10 名）の過半数（6 名）の賛成を得られなかつたため、平成 30(2018)年度法務研究科特任教員枠増員について、教授会としての要望をしないことが決せられた。なお、議長から学長に投票票数の結果を報告することとした。

報告事項：

1. 平成 29(2017)年度大東文化大学学位記授与式実施計画について

議長より、資料に基づき、平成 29(2017)年度大東文化大学学位記授与式は平成 30(2018)年 3 月 22 日（木）に挙行される旨報告がなされ、14 時より修了証書授与を行うので先生方には出席頂きたい旨呼びかけられた。

2. 過半数代表者補欠選挙の結果について

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、平成 29(2017)年度における信濃町事業場からの過半数代表者補欠選挙は、立候補者が法務研究科事務室事務長のみで信任投票が行われ、投票総数 16 票、信任票数 15 票、不信任票数 0 票、無効票数 1 票で事務室事務長が選出された旨の報告がなされた。

3. 学園執行部との法科大学院の今後の対応に関する連絡会議について

議長より、11 月 27 日に行った学園執行部との法科大学院の今後の対応に関する連絡会議において、法務研究科が 10 月の教授会決定に基づき上げた稟議「法務研究科の板橋校舎移転に係る措置について」において、板橋校舎内の院生研究室として演習室 4 室の割当てを要望していたが 3 室に減じられ、1 号館 5 階 1-0515～0517 となった、1 室内に設置を要望していた複写機はこれを設置せず、他の大学院研究科生同様にエレベーターフロアに設置のものを共用することになった、教員研究室は 8 室確保を要望していたが、要望通り 8 室が 4 月から使用できるよう確保される見込みである、また、当初要望していた在学生への通学時間延長・交通費増額に対する学費補填については、学費減免ではなく在籍する各学期を単位とする特別給付金として支給することになる見込みであり、金額は今後検討していくことになった旨の報告がなされた。

4. 法務研究科板橋校舎移転に係る学生に対し実施した説明会要旨について

議長より、9 月 20 日に開催された移転に係る説明会の内容をまとめた要旨について、法務研執行部にて内容を確認・精査したものが説明会に参席した学園・大学執行部により確認、加筆修正が施された後に研究科長が確認しオーソライズされたものを学生に対し事務室窓口での参照を認めている旨の報告がなされた（複写等を認めていない）。

5. その他

(1) 冬季休業期間中の各種事務取扱いについて

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、冬季休業期間中（12/23～1/8）の各種事務室窓口業務の取扱いについて報告がなされた。

議案：

議案 11. 教員人事に関する件

①議事の定足数： 3 名

②出席者： 4 名

(1) 次期研究科長等の推薦について

議長より、任期満了に伴う次期研究科長、同教務主任、同学生主任の推薦について、内規に基づき選出する旨説明があり、平成 30(2018)年 3 月末日にての退職者は、被選挙人として外れる旨の報告があった。続いて、議長より、投票管理委員として事務室事務長、事務室主査が指名され、投票が行われた。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 15 時 40 分閉会を宣した。

以 上